

島根県建設工事郵便入札執行要領改正の概要

改正理由

郵便入札については、電子入札導入までの暫定的な取り扱いとして導入したものであり、平成21年度から電子入札システムの運用が開始されることから、将来の電子入札移行に向けてのステップとするため指名競争入札についても郵便入札を適用するものである。

各規程

第4条

起算日を明示した。

なお、指名競争入札の執行に当たっては、指名通知から入札書等差し出しまで十分な期間がとれるよう配慮すること。

第5条

配達記録郵便が平成21年3月1日以降、特定記録郵便に変更となることから表記を改めた。
(平成21年2月28日までの間は従前のおり配達記録郵便であるので留意すること。)

第10条

郵便入札における入札辞退について規定し、辞退については入札書等提出期日までに辞退の意思表示を行うこととした。

従来どおり郵便入札においては、入札書等が到達した時点で、入札書が入札箱に投函されたものとみなし到達以降の辞退は認めないものとする。

第12条

総合評価を行った結果、最高の評価値の者が2者以上ある場合のくじ引きについて規定した。

第13条

入札の無効について、他の入札執行要領と整合を図った。

簡易型一般競争入札において配置予定技術者が配置できなくなった旨を届けた場合の取り扱いを明記した。(辞退ではなく無効として整理)

第14条

入札の失格について、他の入札執行要領と整合を図った。

一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者又は指名競争入札の指名を受けた者が、入札書の提出及び辞退届を提出しなかった場合は、失格として規定した。

第15条

低入札価格調査に入る場合の入札について、通常の場合と総合評価方式の場合を書き加えた。